

翻 訳

支援ストライキの適法性が認められた例
—— ドイツ連邦労働裁判所第1小法廷
2007年6月19日判決 (1 AZR 396/06) ——

榊 原 嘉 明

判決要旨

1. 他の協約領域において実施されている原労働争議の支援に寄与する労働組合のストライキは、基本法9条3項によって保障される労働組合の活動の自由に含まれる。
2. 支援ストライキの許容性は、——他の争議行為の場合と同様——比例相当性の原則にしたがって、これを判断する。支援ストライキは、これが原労働争議を支援するために明らかに不適切であり、必要性を欠き又は不相当である場合、違法である。

主文

1. 被告の上告に基づき、ニーダーザクセン・ラント労働裁判所 2006年3月7日判決 (12 Sa 274/05) は、これを破棄する。
2. 被告の控訴に基づき、オルデンプルク労働裁判所 2004年10月20日判決 (3 Ca 276/04) は、これを次のとおり変更する：
訴えは、これをすべて棄却する。
原告は、法的紛争の費用をすべて負担しなければならない。

事実

- 1 当事者らは、支援ストライキ（Unterstützungsstreik）の適法性について争っている。
- 2 原告は、その印刷企業において、約 190 名の労働者らを就労させている。原告は、ニーダーザクセン印刷業使用者団体の構成員である。原告の従業員らの労働関係には、使用者団体と被告労働組合 ver.di との間で締結された労働協約が適用されている。原告は、N 新聞グループに所属している。原告のコンツェルン支配会社（Konzernobergesellschaft）である N メディア有限合資会社は、原告の株式の 100% を保有している。N メディア有限合資会社は、N 新聞出版有限合資会社（NWZ 出版社）も、その支配下に置いている。NWZ 出版社は、N 新聞を出版している。N 新聞は、独占的に、原告がこれを印刷している。それゆえ、原告の売上高全体に占める N 新聞関連の売上高は、2004 年初、60% に達していた。N 新聞グループには、さらに、新聞配達部門の業務を担当する N 新聞配達有限合資会社や、全グループ企業の総務部門の業務を横断的かつ全般的にまとめて担当する N 新聞サービス有限合資会社も所属している。原告と NWZ 出版社は、1982 年まで、法的にも経営的にも一体をなしていた。その後、原告は法的に独立し、その事業が分割された。原告の取締役の 1 人は、同時に、NWZ 出版社の取締役だけでなく、コンツェルン支配会社の業務執行を行う社員も兼務している。
- 3 被告は、2004 年初、日刊紙の編集委員に関する新たな労働協約の締結を目的として、労働争議を実施した。この労働争議の枠内において、2004 年 1 月 12 から同年 2 月 25 日までの期間、NWZ 出版社に勤める約 40 名の編集委員がストライキを実施した。被

告は、2004年2月6日、原告の従業員らに対し、「期限付き連帯ストライキ（befrister Solidaritätsstreik）」への参加を呼びかけた。この参加呼びかけに応じ、約20名の労働者らが、2004年2月6日から同月7日までの夜勤シフト中、その労務を提供することを拒否した。これにより、原告に、2,500ユーロの損害が発生した。印刷業の労働協約は、当時、解約されていなかった。

- 4 原告は、その訴えにおいて、損害賠償を請求した。原告は、本件における連帯ストライキへの参加呼びかけは違法である旨を主張した。
- 5 原告は、最終的に、被告が原告に対し、2,500ユーロ及び2004年4月8日以降につき基本利率8%の利息を支払う旨の判決を求めた。
- 6 被告は、訴えの棄却を求めた。被告は、原告は原労働争議におけるストライキの実施対象であったNWZ出版社と密接な経済的結びつきを有していることから、本件における支援ストライキは適法である旨を主張した。当該主張の根拠は、とりわけ、当該出版企業と当該印刷企業との間にコンツェルン的結合（Konzernverbund）があり、かつ密接な業務上の協力関係（Zusammenarbeit）が存在したという点にあった。
- 7 労働裁判所は、訴えを認容した。ラント労働裁判所は、被告の控訴を棄却した。ラント労働裁判所が上告を許容したため、被告は、引き続き、訴えの棄却を求めた。

判断理由

- 8 被告の上告には、理由がある。訴えを認めた原審の判断は、失当である。原告は、被告に対し、何らの損害賠償請求権も有しない。確かに、本小法廷の確立した判例によれば、労働組合が実施した

ストライキが違法である場合、当該ストライキは、民法典 823 条 1 項により保護された営利事業（Gewerbebetrieb）の設立及び運営に関する権利を侵害するものにほかならず、労働組合の内部機関に責任が帰する場合には、使用者に損害賠償請求権が発生する（vgl. 10. Dezember 2002 - 1 AZR 96/02 - BAGE 104, 155, zu B der Gründe mwN）。しかし、被告の参加呼びかけに応じ、原告の労働者ら約 20 名が行った 2004 年 2 月 6 日から同月 7 日までの夜勤シフト中の労務不提供は、違法ではない。本件における支援ストライキは、適法である。

- 9 I. 他の地域的又は職種的な協約領域において実施されている原労働争議の支援に寄与する労働組合のストライキは、基本法 9 条 3 項によって保障される労働組合の活動の自由に含まれる。支援ストライキの許容性は、比例相当性の原則（der Grundsatz der Verhältnismäßigkeit）にしたがって、これを判断する。支援ストライキは、これが原労働争議を支援するために明らかに不適切（ungeeignet）であり、必要性を欠き（nicht erforderlich）又は不相当（unangemessen）である場合、違法である。
- 10 1. 支援ストライキは、——他の争議行為（Arbeitskampfmaßnahmen）の場合と同様——原則として、基本法 9 条 3 項により保障される労働組合の活動の自由の保護を享受する。
- 11 a) 基本法 9 条 3 項の二重の基本権は、一方で、個人に、労働条件及び経済条件の維持を目的とする結社（Vereinigung）を設立し、そこに加入し、又はそこから脱退する自由を保護する。他方で、団結（Koalition）自身も、これが労働条件及び経済条件の向上に寄与する限りにおいて、その存立、組織形成及び活動を保護される（BVerfG 6. Februar 2007 - 1 BvR 978/05 - NZA

2007, 394, zu II 2 a der Gründe mwN)。この保護は、団結固有（koalitionsspezifisch）の行為態様すべてに及び、そこには、その目的を追求するために団結に認められた可能性を中心にある協約自治がとりわけ含まれる（BVerfG 4. Juli 1995 - 1 BvF 2/86 ua. - BVerfGE 92, 365, zu C I 1 a der Gründe; 10. September 2004 - 1 BvR 1191/03 - AP GG Art. 9 Arbeitskampf Nr. 167, zu B II 1 der Gründe mwN)。団結が労働協約による労働条件の規制を達成しようと試み、そして団結がそのために適切であると評価する手段の選択を、基本法9条3項は、原則として、団結自身に委ねている。したがって、基本法9条3項の基本権は、団結適恰的（koalitionmäßig）な活動として、労働協約の締結を目的とした争議行為も保護している。いずれにせよ、争議行為は、それが機能的な協約自治の確保に必要な限り、団結自由に含まれる。ストライキも、これに属する。ストライキは、労働争議手段として、原則、憲法上、保障されている（BVerfG 4. Juli 1995 - 1 BvF 2/86 ua. - aaO; 10. September 2004 - 1 BvR 1191/03 - aaO)。基本法9条3項により保障された労働争議手段の選択における自由は、特定形態のストライキのみを保護するものではない。基本法9条3項の保護範囲は、およそ従前から、必須物（das Unerlässliche）の範囲内に制約されていたわけではない。むしろ、基本権保護は、団結固有の行為態様すべてに及ぶ。ある団結固有の活動が団結自由の保障にとって必須であるかどうかは、この自由を制約する場合に初めて、その意義を獲得することができる（BVerfG 14. November 1995 - 1 BvR 601/92 - BVerfGE 93, 352, zu B I 3 der Gründe; 6. Februar 2007 - 1 BvR 978/05 - NZA 2007, 394, zu II 2 a der Gründe)。

- 12 b) 以下に述べるところによれば、労働組合が労働協約の締結を目的としたストライキを支援するためのストライキへ

の参加を呼びかけることも、原則として、基本法9条3項の基本権保護に服する。この種の争議行為も、団結固有の活動の1つである (Höfling/Sachs GG 2. Aufl. Art. 9 Rn. 107; Bieback in Däubler Arbeitskämpfrecht 2. Aufl. Rn. 372)。とりわけ労働組合がその組合員のために(原)労働争議を実施し、その支援のために、他の部分の組合員に支援ストライキへの参加を呼びかける場合、支援ストライキも、協約上の要求を貫徹するために労働組合が講じる団結固有の労働争議手段の1つであるということは明らかである。このことは、——その同一性が明らかでない場合はもちろん——かりに、原労働争議を実施した労働組合と支援ストライキを招集した労働組合とが同一性を欠く場合であっても、原則として妥当する。もっとも、支援ストライキという方法において自らの労務を提供しない労働者にとって重要なことは、通常、固有の協約上の諸権利を改善するということである。そうではありながら、支援ストライキという争議行為は、労働条件の設定という目的に寄与するものである。その限りで、支援ストライキをめぐる状況は、団体ロックアウトの局外者である企業がこれに同調 (anschließen) する場合と、本質的に異なるものでもない;そして、これも団結適合的な活動である (BVerfG 26. Juni 1991 - 1 BvR 779/85 - BVerfGE 84, 212, zu C I 1 b der Gründe)。

- 13 1985年3月5日判決 (- 1 AZR 468/83 - BAGE 48, 160, zu II 3 c der Gründe)における本小法廷の判示に依拠して評価をしようとする限り、支援ストライキは初めから基本法9条3項の保護範囲に含まれていないということとなろう、という考え方は、前掲判決において本小法廷が引用している連邦憲法裁判所の諸判断が明らかにしているように、なお今日まで連邦憲法裁判所によって利用されている「中核領域方式 (Kernbereichsformel)」に依拠

するものであろうが、この方式は、これまでしばしば、基本法9条3項は中核領域においてしか団結の活動の自由を保護していない、という考え方であると（誤って）理解されてきた。しかしながら、このような理解は、「中核領域方式」を不完全に表現するものであり、基本法9条3項の保護範囲を、許容されえない形で縮減するものである。このことは、連邦憲法裁判所が1995年11月14日の決定（- 1 BvR 601/92 - BVerfGE 93, 352, zu B I 3 der Gründe）において明らかにしたところのものであり、連邦憲法裁判所はその後もかかる立場を維持した（vgl. etwa 6. Februar 2007 - 1 BvR 978/05 - NZA 2007, 394, zu II 2 a der Gründe）。本小法廷は、連邦憲法裁判所が示した、基本法9条3項の保護範囲にはすべての団結固有の活動が含まれるという理解に、確立した判例において同調した（vgl. etwa 28. Februar 2006 - 1 AZR 461/04 - SAE 2007, 106, zu A II 1 b bb der Gründe mwN）。労働協約をめぐる実施される労働争議とは関連性のない形でただ単に異議又は賛同の意を表する（例えば立法者の判断に賛成し、又は反対する）こととなる純粹な示威ストライキも労働組合の活動の自由に属するかどうかの問題（vgl. zu einer gewerkschaftlichen, an den Landesgesetzgeber gerichteten Unterschriftenaktion BAG 25. Januar 2005 - 1 AZR 657/03 - BAGE 113, 230 und BVerfG 6. Februar 2007 - 1 BvR 978/05 - NZA 2007, 394）は、本件では生じていない。

- 14 2. 支援ストライキが基本法9条3項の保護範囲に含まれるという事情は、それゆえに支援ストライキがつねに許容されることとなるということを意味するものではない。支援ストライキの許容性は、むしろ、法秩序を通じた基本権の内容形成（Ausgestaltung）にしたがい裁かれるものである（vgl. auch BVerfG

26. Juni 1991 - 1 BvR 779/85 - BVerfGE 84, 212, zu C I 1 a der Gründe)。

- 15 a) 団結自由の基本権は、相対立する利益を有する主体間の関係をその対象とする限り、法秩序による内容形成を必要とする。労働協約の両当事者は、それぞれ同様に基本法 9 条 3 項の保護を享受するが、これを行行使するにあたっては、対抗的な相互関係に立つ。また、労働協約の両当事者は、その相反する利益に決着をつけるために対抗者及び公衆に対する少なくない影響をともなう争議手段を講じるが、その限りで、国家による影響力の行使から保護されている (BVerfG 4. Juli 1995 - 1 BvF 2/86 ua. - BVerfGE 92, 365, zu C I 1 b der Gründe; 10. September 2004 - 1 BvR 1191/03 - AP GG Art. 9 Arbeitskampf Nr. 167 = EzA GG Art. 9 Arbeitskampf Nr. 136, zu B II 1 der Gründe mwN)。この保護は、相互に関連性を有する複数の基本権的な立場がその対抗性にもかかわらず共存しうることを保障する調整的 (koordinierend) な規制を必要とする。争議手段を講じる可能性は、この自由権の意義及び目的並びに同自由権の憲法秩序への埋め込みが維持されつつづけることを担保する法的な枠組み条件を、その前提とする (BVerfG 2. März 1993 - 1 BvR 1213/85 - BVerfGE 88, 103, zu C II 2 der Gründe; 4. Juli 1995 - 1 BvF 2/86 ua. - aaO)。
- 16 b) 内容形成の責務を負うのは、第一に立法者である (BVerfG 26. Juni 1991 - 1 BvR 779/85 - BVerfGE 84, 212, zu C I 2 a der Gründe mwN)。しかしながら、同じ序列にある基本権の主体である協約当事者らの関係については、必ずしも、法律上の規制を通じた具体化が行われなくてもよい (BVerfG 2. März 1993 - 1 BvR 1213/85 - BVerfGE 88, 103, zu C II 2 a der Gründe)。労働争議法は、法律上の規制が広範にわたって実施されないままと

なっている。それにもかかわらず、労働事件を所管する裁判所は、そこに持ち込まれた争議行為の適法性に関する紛争を判断せねばならず、法律上の規制が欠如していることを指摘することによってその判断から逃れることはできない。むしろ、裁判所は、法律上の諸準則が不十分である場合、当該法的関係の基準となる一般原則から法発見をするという一般に承認された方法を通じて、実体法を演繹しなければならない。これは、例えば憲法上の保護義務を理由として法律上の規制が不可欠とされる場合にも妥当する。そうすることでしか、裁判所は、そこに持ち込まれたすべての法的紛争を合理的に判断するという、基本法によって自らに課された義務を履行することができない（BVerfG 26. Juni 1991 - 1 BvR 779/85 - aaO; 2. März 1993 - 1 BvR 1213/85 - aaO）。

- 17 c) 労働争議法の内容形成にあたっては、まず、協約当事者らが万一の際の労働争議のために自ら引いた限界が考慮に入れられなければならない。その他、裁判所は、協約当事者間に現存する力の均衡を阻害し、又は不均衡を強化しないよう、注意を払わなければならない。したがって、中心的な評価基準は、比例相当性の原則である。
- 18 aa) 協約当事者らとその労働争議自由の本質的制約を自ら基礎づけるのは、通常、労働協約の締結及びそこから生じる平和義務のみによってである。労働協約は、その債務的部分において同時に第三者のためにする契約でもあり、労働協約に基づき規制されている事項に関して労働争議の実施対象となることから協約当事者らの構成員らを保護する（BAG 10. Dezember 2002 - 1 AZR 96/02 - BAGE 104, 155, zu B I 2 a der Gründe mwN）。平和義務は、別段の合意を必要としない。むしろ、平和義務は、平和秩序たる労働協約に内在するものである（BAG 10. Dezember 2002 - 1 AZR 96/02 - aaO）。平和義務によるストライキ権の制約は、

欧州社会憲章（ESC BGBl. 1964 II S. 1262）に反しない。欧州社会憲章第Ⅱ部7条4号において保障されるストライキ権は、「現行の集団労働契約（Gesamtarbeitsverträgen）に基づき、場合によっては生じる義務」の留保のもとにある。そのような義務の1つが、労働協約に基づく平和義務である（BAG 10. Dezember 2002 - 1 AZR 96/02 - aaO）。もっとも、協約当事者らが明示的に何か別段の合意をしていない限り、平和義務は、絶対的に作用するのではなく、相対的に作用する。平和義務が生じるのは、労働協約に基づき規制されている事項についてだけである（BAG 10. Dezember 2002 - 1 AZR 96/02 - aaO mwN）。平和義務が協約当事者らに禁止するのは、協約当事者らが契約的に規制されている事項の変更又は改善を労働争議法の諸手段をもって貫徹しようとすることによって、現存の労働協約を、内容上、疑わしいものにするだけである（BAG 27. Juni 1989 - 1 AZR 404/88 - BAGE 62, 171, zu II 2 a der Gründe mwN）。

- 19 bb) 労働争議法の内容形成にあたって、裁判所は、とりわけ、いかなる規制も基本法9条3項により保障される活動の自由の制約を同時に意味し、その制約は憲法上の正当化（Rechtfertigung）を必要とする、ということを考慮に入れなければならない。団結の自由権及び団結自由への国家不介入（Staatsferne）という基本法9条3項の本質から帰結づけられるのは、団結が規制という目的の達成のために適切であると評価する手段の選択は団結自身の責務である、ということである（BVerfG 10. September 2004 - 1 BvR 1191/03 - AP GG Art. 9 Arbeitskampf Nr. 167 = EzA GG Art. 9 Arbeitskampf Nr. 136, zu B II 2 b der Gründe）。対抗者への対抗力を保持し、均衡のとれた協約締結を成就させるために、自身の争議手段を変化しつづける諸状況に適合化させることは、原則として、協約当事者ら自身に委ねられている（BVerfG

4. Juli 1995 - 1 BvF 2/86 ua. - BVerfGE 92, 365 aaO, zu C I 1 b der Gründe)。したがって、専門裁判所が、ある争議行為が違法であるとの評価を行うのは、原則として、争議行為が明らかに不適切であるか、明らかに比例不当である場合だけである（BVerfG 10. September 2004 - 1 BvR 1191/03 - aaO）。

20 (1) 労働争議法の内容形成にとって、協約自治の機能能力は、正当化事由であり限界事由でもある。協約自治は、協約当事者らが原則として自己責任かつ国家による影響力の行使なしに自身らの事項を規制しうる領域として、維持されつづけなければならない。協約自治の機能能力は、これを危機にさらしてはならない（BVerfG 4. Juli 1995 - 1 BvF 2/86 ua. - BVerfGE 92, 365, zu C I 1 c der Gründe）。労働協約システムの趣旨は、労働契約締結における労働者個人の構造的劣位性を集団的な交渉を通じて補整し、もって、賃金その他の労働条件に関するおおよそ力の均衡のとれた交渉を可能にする点にある。協約自治がその機能能力を有するのは、協約当事者間においておおよそ力の均衡（対等性（Parität））が存在する場合だけである。したがって、仮に、両側の基本権的地位の補整が必要とされる場合において、協約交渉における協約当事者の交渉能力（効果的な労働争議を行う能力を含む）がもはや維持されず、その団結適的な活動が広範に制約されるとすれば、そのような方向の内容形成は、基本法9条3項と齟齬をきたすこととなろう（BVerfG 4. Juli 1995 - 1 BvF 2/86 ua. - aaO mwN）。

21 (2) 協約当事者らの力の均衡を評価しうる具体的な基準は、基本法9条3項からこれを読み取ることができる。団結の実施する争議がどれほどの強度を有するかは、一見しただけではほとんど詳細な判定をすることができない、たくさんの諸要素によって左右され、しかも、それら諸要素がそれぞれどのような効果を有

するかについて、これを軽々に評価することは不可能である (vgl. BVerfG 4. Juli 1995 - 1 BvF 2/86 ua. - BVerfGE 92, 365, zu C I 1 d der Gründe)。したがって、協約当事者間において対等性が保持されるよう可能な限り配慮するという準則は、そのみでは通例、裁判所による労働争議法の内容形成に関するガイドラインとして、十分ではない。対等性原則は、通常、その抽象性ゆえに、個別の争議状況の評価のための基準として、十分ではない (ErfK/Dieterich 7. Aufl. Art. 9 GG Rn. 128)。しかし、対等性原則は、少なくとも、裁判所が内容形成をするにあたって超えてはならない限界を意味する。裁判所は、このような内容形成を通じて、まさしく裁判所がその維持又は確立に寄与すべき対等性を排除してはならないし、現存する力の均衡を阻害し、又は力の不均衡を強化してはならない (vgl. BVerfG 4. Juli 1995 - 1 BvF 2/86 ua. - aaO)。

- 22 (3) 労働争議の様々な出現形態を評価するにあたっての中心
的かつ相当な基準は、広い意味における比例相当性の原則である。
- 23 これは、連邦労働裁判所の確定した判例に相応する (vgl. etwa
21. April 1971 - GS 1/68 - BAGE 23, 292, 306; 10. Juni 1980 -
1 AZR 822/79 - BAGE 33, 140, zu B I 1 der Gründe; 12. März
1985 - 1 AZR 636/82 - BAGE 48, 195, zu II 2 b der Gründe; 11.
Mai 1993 - 1 AZR 649/92 - BAGE 73, 141, zu II 1 der Gründe)。
連邦憲法裁判所も、この原則を、専門裁判所による争議行為の審
査における相当な基準として承認した (vgl. 4. Juli 1995 - 1 BvF
2/86 ua. - BVerfGE 92, 365, zu C I 1 c der Gründe; vgl. auch
10. September 2004 - 1 BvR 1191/03 - AP GG Art. 9 Arbeits-
kampf Nr. 167 = EzA GG Art. 9 Arbeitskampf Nr. 136, zu B
II 2 b der Gründe)。学説においても同様に、比例相当性という
法的要請を、労働争議の実施及びその法的評価における中心的

な原則として位置づける見解が支配的である（vgl. etwa Kissel Arbeitskampfrecht § 29; ErfK/Dieterich Art. 9 GG Rn. 123 ff.; Gamillscheg Kollektives Arbeitsrecht Band I S. 1130; vgl. auch Otto Arbeitskampf- und Schlichtungsrecht § 8 Rn. 3 ff.; kritisch dagegen etwa Schumann in Däubler Arbeitskampfrecht 2. Aufl. S. 184 ff.）。

- 24 比例相当性原則の適用によるストライキ権の制約は、欧州社会憲章第Ⅱ部6条4号におけるストライキ権の保障に反しない。確かに、欧州社会憲章はドイツ連邦共和国が負う国際法上の義務であり、裁判所は、労働争議の秩序に関して制定法に存在する不備を憲法の価値判断を手掛かりに補完する場合、その規制を考慮に入れなければならない。したがって、裁判所は、欧州社会憲章第Ⅱ部6条4号において承認されているストライキ権を限界づけるにあたって、欧州社会憲章第Ⅴ部31条1項に基づき許容される諸原則しか、定立してはならない（BAG 12. September 1984 - 1 AZR 342/83 - BAGE 46, 322, zu B II 2 c der Gründe; 10. Dezember 2002 - 1 AZR 96/02 - BAGE 104, 155, zu B I 2 a der Gründe）。しかし、欧州社会憲章第Ⅴ部31条1項は、「これが、法律上規定され、民主主義社会において他者の権利及び自由の保護に……必要である場合」に、ストライキ権等の制約を容認している。比例相当性の原則による労働争議法の立法代替的な内容形成は、このような制約の1つである。
- 25 比例相当性の原則は、憲法上保障される活動の自由が行使された際には通常、同様に憲法上保護される直接的な争議対抗者又は第三者の法的地位が侵害されるという点に鑑みれば、争議行為の法的評価における基準として適切である。したがって、相克する法的地位の比較衡量が必要となる。比例相当性という比較衡量の要請は、つねに、争議手段が適法な争議目的の達成に適切性及び必

要件をもって講じられ、争議目的との関連における相当性（均衡性（proportional (-ität)）ないし狭い意味における比例相当性）をもって講じられていたかどうかの価値評価を必要とする（vgl. BAG 11. Mai 1993 - 1 AZR 649/92 - BAGE 73, 141, zu II 1 der Gründe; 12. März 1985 - 1 AZR 636/82 - BAGE 48, 195, zu II 2 der Gründe; ErfK/Dieterich Art. 9 GG Rn. 123）。

26 (a) ある争議手段を講じることによって争議目的の達成が促進されうる場合、その争議手段は適切性を有する。ここにおいて、労働争議を実施する団結は、優先的評価権（Einschätzungsprärogative）を有する。団結は、ある争議行為が社会的対抗者に対して圧力を加えるのに適切かどうかという問題について、これを評価する裁量権を有する。このような優先的評価権は、基本法 9 条 3 項により保護される、労働争議手段の選択における自由の一部である。優先的評価権は、原則として、どの争議手段を講じるかという問題に関してだけでなく、誰に対してこれを行うかに関しても及ぶ（BAG 18. Februar 2003 - 1 AZR 142/02 - BAGE 105, 5, zu B I der Gründe; vgl. auch Bieback in Däubler Arbeitskampfrecht Rn. 382, 383）。争議手段は、許容されうる争議目的の達成のために明らかに不適切である場合にしか、これを理由として違法であると評価することはできない（BVerfG 10. September 2004 - 1 BvR 1191/03 - AP GG Art. 9 Arbeitskampf Nr. 167 = EzA GG Art. 9 Arbeitskampf Nr. 136, zu B II 2 b der Gründe）。

27 (b) 労働争議を実施する団結がより穏当な争議手段では獲得目標である目的を達成できないと評価した場合、その争議手段は必要性を有する。ここにおいても、選択した手段がその追求する目的の達成のために必要であるか、それとも他の手段で十分であるかを見分ける団結の評価権は、原則として、団結の活動の自由

に含まれる（vgl. dazu auch BAG 21. Juni 1988 - 1 AZR 651/86 - BAGE 58, 364, zu A I 3 der Gründe）。ここでも、権利濫用がその限界となる。その1つが、講じられた争議手段が、目的の達成のために——例えば、対抗者がいずれにせよ当該目的を成就させる準備があることが歴然であるがゆえに——明らかに必要性を欠く場合である。

- 28 (c) 基本法により保障される活動の自由を十分に評価した上で、争議措置により直接的又は間接的に打撃を被った者の法的地位を考慮に入れ、獲得目標である争議目的の達成のために相当であることが明らかである労働争議手段は、狭い意味における比例相当性（均衡性）を有する。ここにおいては、労働争議当事者は優先的評価権を有せず、現実的な評価（eine tatsächliche Einschätzung）ではなく、法的な比較衡量（eine rechtliche Abwägung）が問題となる。もっとも、この場合につねに考慮に入れておかなければならないのは、争議行為の本質はまさしく、経済的な損失を与えることによって、正統（legitim）な目的を達成するための圧力を加えるという点にあるということである。したがって、このことを考慮に入れたとしても、同じく憲法上保護される対抗者の法的地位を不相当に侵害するものであることが明らかであるとされない限り、ある労働争議手段が比例不相当であることにはならない。

- 29 3. 原労働争議を支援するために実施されるストライキは、通常、団結が自ら課した平和義務に反するものではない。また、ストライキは、それが協約領域の限界を超えるものであることのみを理由として、その許容性が否定されるものでもない。だが、ストライキの許容性は、比例相当性の原則による制約を受ける。

- 30 a) 労働組合による支援ストライキは、通常、支援ストラ

イキの実施対象である使用者に対する平和義務に反するものではない (BAG 21. Dezember 1982 - 1 AZR 411/80 - BAGE 41, 209, zu A II 1 a der Gründe; 5. März 1985 - 1 AZR 468/83 - BAGE 48, 160, zu II 1 der Gründe; Bieback Rn. 381; Birk Die Rechtmäßigkeit gewerkschaftlicher Unterstützungskampfmassnahmen S. 33 ff.; Gamillscheg S. 1140; Lieb ZfA 1982, 113, 153; Wiedemann/Thüsing TVG 7. Aufl. § 1 Rn. 886; skeptisch dagegen Kissel § 24 Rn. 23 f.). 原労働争議の支援のためだけに実施されるストライキは、通常、当該支援ストライキの実施者に適用される労働協約を問題とするものではなく、他のストライキの実施者が協約上規制されていない事項に関する労働協約の締結を要求するにあたって、これを支援するものである。原労働争議の獲得目標である労働協約に、のちに締結される可能性のある労働協約の締結に対する一定のシグナル効果 (Signalwirkung) が認められる場合においても、そのことのみを理由として、支援ストライキが協約上の平和義務に反するというにはならない (Birk S. 36)。ストライキ目的は原則として労働組合のストライキ決議から明らかとなるものである (vgl. BAG 24. April 2007 - 1 AZR 252/06 -, zu B IX 1 a der Gründe)が、それが明らかになった後に、実際上は、ある支援ストライキが固有の、協約上規制されている労働条件の変更を目的とする原労働争議であったということが推認されることがあったとしても、それはおそらく、まったく特別な例外的事例であろう (vgl. dazu Bieback aaO; Otto § 10 Rn. 43; vgl. auch schon RG 31. März 1931 - III 218/30 - RGZ 132, 249, 254 f.)。

- 31 b) 支援ストライキは、協約領域の限界を超えるものであることを理由として、およそ全般的に、その許容性が否定されるものではない (so aber etwa Konzen DB 1990 Beilage Nr. 6 S. 2, 14

f.)。もっとも、本小法廷は、1980年6月10日の判決(-1 AZR 168/79 - BAGE 33, 185, zu B II 1 der Gründe)において、協約領域は通常、相当な争議領域の限界であるとも位置づけられなければならない、と判示した。しかしながら、このような判断は防御的ロックアウトの許容性に関するものであり、同じことが支援ストライキに対しても妥当することとなるかどうかの問題は、明示的に未解決のままとされた(BAG 10. Juni 1980 - 1 AZR 168/79 - aaO)。その限りで、両者を同等に取扱うことに関して、正当化はなされていない(vgl. BVerfG 26. Juni 1991 - 1 BvR 779/85 - BVerfGE 84, 212, zu C I 3 b cc der Gründe)。防御措置を協約領域に制約することは、対等性の回復にとって必要のない、労働争議のエスカレート化を防ぐことにつながる。これに対し、攻撃的争議手段は、労働争議の可能性がなく力の均衡を欠く場合に交渉的地位をまずは回復させることに寄与する(BVerfG 26. Juni 1991 - 1 BvR 779/85 - aaO; BVerfG 4. Juli 1995 - 1 BvF 2/86 ua. - BVerfGE 92, 365, zu C I 1 c der Gründe)。もし仮に、ストライキを協約領域の範囲内に全般的に制約しようとするれば、そのような制約は、欧州社会憲章第II部6条4号のストライキ保障との間でもおよそ齟齬をきたすこととなろう。欧州評議会の専門家委員会及び閣僚理事会の見解によれば、労働協約の締結を目的としないストライキをすべて禁止することに対して、すでに疑念が呈されており(vgl. Nr. 82 des Berichts des Regierungausschusses der ESC (XIII-4) an das Ministerkomitee des Europarats, ArbuR 1998, 154 f. sowie "Empfehlung" des Ministerkomitees vom 3. Februar 1998, ArbuR 1998, 156)、これと同じ解釈を他の協約領域における労働協約の実現に寄与するストライキに適用することこそが、妥当な解釈であるといえるであろう。

- 32 c) 比例相当性という法的要請にしたがえば、支援ストライキは、これが原労働争議の支援のために明らかに不適切であり、必要性を欠き又は打撃を被った第三者の、保護に値する利益を考慮に入れ不相当である場合、違法である。この場合において、比例相当性原則という審査を規定づけるための基点は、支援ストライキの性格及び機能から明らかとなる原労働争議との関係である。この基点は、法的安定性という利益において要請され、かつ機能能力ある労働争議秩序にとって必要な比例相当性原則の具体化を可能にする (vgl. zu diesem Erfordernis BAG 10. Juni 1980 - 1 AZR 168/79 - BAGE 33, 185, zu B I 3 b der Gründe)。
- 33 aa) 支援ストライキは、それが原労働争議をもって追求されている目的の達成を促進するために明らかに不適切である場合、違法となる。この場合、支援ストライキは、協約上の要求の貫徹に寄与しない。支援ストライキへの参加を呼びかける労働組合は、このような労働争議手段が有用 (tauglich) であるかどうかに関して、優先的評価権を有する (vgl. BAG 18. Februar 2003 - 1 AZR 142/02 - BAGE 105, 5, zu B I der Gründe)。労働組合が支援ストライキという手段を、原労働争議において追求されている目的を達成するのに有用であると判断するかどうかは、活動の自由により保障された労働組合の自由な評価に服する。
- 34 支援ストライキの実施対象である使用者が、原労働争議において労働組合が追求している要求に自ら応じることができず、又は「その (sein)」加盟する使用者団体において要求実現のために尽力できないからといって、そのような事情は、社会的対抗者に対する圧力を強化し、原労働争議に影響を与える支援ストライキは全般的に不適切である、ということの意味するものではない。この場合において、当該圧力は、経済的性質を有するものもあれば、心理的性質を有するものもある。それゆえ、一方で

は、支援ストライキによって示された連帯は、原労働争議を実施している組合員らの争議態勢を強化することがある（vgl. BAG 12. Januar 1988 - 1 AZR 219/86 - AP GG Art. 9 Arbeitskampf Nr. 90, zu IV 2 b aa der Gründe）。これがとりわけ妥当するのは、組合員らが同一の労働組合に所属している場合である（vgl. BAG 18. Februar 2003 - 1 AZR 142/02 - BAGE 105, 5, zu B II 1 der Gründe）。しかし、とりわけ、現実の労働生活及び経済生活においては、形式的な団体所属の如何とは無関係（unabhängig）に、様々な影響や反応が生じる可能性がある（vgl. BAG 18. Februar 2003 - 1 AZR 142/02 - aaO; ErfK/Dieterich Art. 9 GG Rn. 116）。したがって、とりわけ経済的及び地域的な結びつきのある使用者らの間には、各自が（どの）使用者団体に加盟しているかどうかとは無関係に、通常、少なくとも非公式な、それゆえにしかし決して小さくない影響力の行使を可能にする多数の結びつき（Verbindungen）ややり取り（Kontakte）が存在している（vgl. BAG 18. Februar 2003 - 1 AZR 142/02 - aaO）。

- 35 もっとも、原労働争議の参加者と支援ストライキの参加者との間における業種的、経済的又は地域的な相互関連性が、支援ストライキが原労働争議の社会的対抗者に影響を与えるという点で適切性を欠くことがもはや明らかであるほど薄い場合もありえよう。そのような場合、当該ストライキは純粹な力の誇示（eine reine Demonstration der Macht）にすぎず、もはや協約上の要求の貫徹をその目的としていないということが、容易に推察されよう。しかしながら、そのようなストライキは通常、労働組合にとっても、何の意義もなさない。労働組合が支援ストライキから生じる、労働組合自身とそこに組織された労働者に対する負担を引き受けるのは、通常、支援ストライキに原労働争議への影響を期待している場合だけである（vgl. BAG 18. Februar 2003 - 1 AZR

142/02 - BAGE 105, 5, zu B II 1 der Gründe; Wohlgemuth Arb-R 1980, 33, 41)。

- 36 bb) 支援ストライキは、それが明らかに必要性を欠く場合も、違法となる。この場合においても、労働組合は、優先的評価権を有する。ある支援ストライキにつき、明らかに必要性を欠くと認めることが許されるのは、例えば、支援ストライキへの参加呼びかけが原労働争議を実施する労働組合の意思に反して実施され、それがいわば「押しつけ (aufgedrängt)」の形で実施される場合である。これに対し、原ストライキというものは強化され、又は拡大されなければならないものであるという予断をもって、支援ストライキの必要性を否定することはできない。いつ、誰に、どのような労働争議手段が必要であると位置づけるかの判断は、むしろ、労働組合の責務である。
- 37 cc) 支援ストライキは、基本法によって労働組合の活動の自由が保障されているにもかかわらず、ストライキの実施対象となっている使用者の、同様に憲法上保護されている法的地位を考慮に入れた場合に、それが相当性 (均衡性) を欠くとき、違法となる。
- 38 (1) 相互に比較検討することとなる法的諸地位は、支援ストライキの場合と原労働争議の場合とで異なる。支援ストライキは、とりわけ、労働協約の締結に関して要求を受けていた本来的な交渉当事者と争議相手方とが一致しない点で、原労働争議と異なる。支援ストライキは、労働協約の締結当事者となり、又は協約拘束を受ける対象となることとなる使用者に対して実施されるものではない。むしろ、支援ストライキの実施対象である使用者は、第三者として、局外者として、労働争議に取り込まれる。確かに、労働争議は、頻繁に、——例えば、サービス企業の顧客、鉄道・バス・タクシーや航空機の乗客、患者、納品業者、買取業

者などの——第三者に打撃を与える。しかし、原労働争議の場合と異なり、支援ストライキの場合には、第三者に与える打撃は、多かれ少なかれ意図の中にあった、単なる労働争議の結果というわけではない。むしろ、支援ストライキは、営利事業を営む第三者を妨害することを、まさしくその目的とするものである。原労働争議の場合と異なり、支援ストライキの実施対象である使用者は、通常、自ら譲歩したり、自らの所属する使用者団体において影響力を行使したりすることによって、労働組合の要求に応じたり、協約を締結したりする可能性を有するものではない。すでにこのような理由から、そのような使用者は、原労働争議の直接的な実施対象である使用者より、大きな保護を必要としている（BAG 5. März 1985 - 1 AZR 468/83 - BAGE 48, 160, zu II 3 c der Gründe）。

- 39 (2) それにもかかわらず、このような「通常 (normal)」の原労働争議と支援ストライキとの間の相違は、支援ストライキが つねに不相当であると評価されるべきことを意味するものではない。
- 40 仮に支援ストライキは原則として不相当であり、したがって違法であるという方向において労働争議法の内容形成をしようとすれば、それは、むしろ、基本法9条3項により保護される活動の自由の、憲法上正当化されない制約であり、基本権の重要性を正当に評価しないものとなる。さらに、そのような方向における内容形成は、少なくとも、原労働争議を実施する労働組合が自ら支援ストライキへの参加を呼びかける場合には、欧州社会憲章第II部6条4号におけるストライキ権の保障とおよそ齟齬をきたすこととなる。
- 41 その他、社会的対抗者の要求に応じる立場にない者を取り込むということは、労働争議法と無関係 (fremd) なものでもなければ

ば、つねに争議行為の不当性を帰結づけるものでも決してない。それゆえ、本小法廷の確定した判例によれば、労働争議の実施対象である使用者は、当該労働者がストライキ実施労働組合に対し、使用者側から申し込まれ、又は要求されている事項に関して協約締結のきっかけを与える立場になかったとしても、未組織や他組織の労働者をもロックアウトの対象とすることができ（vgl. GS 21. April 1971 - GS 1/68 - BAGE 23, 292, zu III B 3 der Gründe; 10. Juni 1980 - 1 AZR 331/79 - BAGE 33, 195, zu A I der Gründe; 18. Februar 2003 - 1 AZR 142/02 - BAGE 105, 5, zu A III 2 a der Gründe mwN; vgl. auch Plander ZTR 1989, 135, 137）。この点に鑑みて、本小法廷は、仮に、使用者団体に所属していないが協約締結に関与（partizipierend）している使用者が、労働組合が提示する団体協約の締結に関する要求に自ら応じることも、直接的に——団体の構成員資格を通じて——使用者団体に、要求のあった労働協約の締結のきっかけを与えることもできないという事情があったとしても、これを、ストライキの不適法性を是認するために十分な事情であるとしなかった（18. Februar 2003 - 1 AZR 142/02 - aaO）。連邦憲法裁判所は、これに異議を唱えなかった（10. September 2004 - 1 BvR 1191/03 - AP GG Art. 9 Arbeitskampf Nr. 167 = EzA GG Art. 9 Arbeitskampfrecht Nr. 136）。

- 42 また仮に、協約により規制されている労働関係にある労働者らの使用者が、労働協約の有効期間中、原則として、労働争議の実施対象とならないと信頼してもよい状況にあったとしても、そのことは、当該使用者が当該期間、支援ストライキから保護される、ということの意味するものではない。労働協約から生じるのは、上述のように、絶対的平和義務ではなく、相対的平和義務だけである。

- 43 (3) 以下に述べるところによれば、支援ストライキの相当性（均衡性）は、全般的にこれを肯定したり、又は否定したりすることができない。
- 44 (a) 支援の対象となっているストライキが違法である場合、支援ストライキは、通常、不相当である（ebenso Bieback Rn. 377; Wohlgemuth ArbuR 1980, 33, 40; Birk S. 80）。したがって、原労働争議が平和義務に違反している場合、そこから帰結づけられる違法性は、支援ストライキにも及ぶ。支援ストライキの原労働争議に対する従属性（付従性（Akzessorietät））からは、原労働争議の期間は原則として、支援ストライキの時間的な最大範囲をも形成するという点も帰結づけられる（Wohlgemuth aaO; Bieback aaO）。
- 45 (b) その他、比例相当性の評価にとって本質的な意義を有しているのは、支援ストライキが支援対象である原労働争議との間で、どの程度の相互関連性（die Nähe oder Ferne）を有しているかである。支援ストライキが地域的、業種的又は経済的に原労働争議と密接（eng）な結びつきがある場合、使用者を労働争議に取り込むことには、通常、ずっと相互関連性の薄い結びつきしか有していない場合より高い相当性が認められる。
- 46 この場合において著しい重要性が認められるのは、支援ストライキの実施対象である使用者が原労働争議の名宛人と経済的な緊密性を有しているか、それはどのような態様においてかという事情である（vgl. schon BAG 20. Dezember 1963 - 1 AZR 157/63 - BAGE 15, 211, zu III 1 der Gründe; ferner 5. März 1985 - 1 AZR 468/83 - BAGE 48, 160, zu II 4 der Gründe; Birk S. 55 ff.; ErfK/Dieterich Art. 9 GG Rn. 116; Otto § 10 Rn. 45）。そのような経済的な緊密性は、通常、とりわけ、原労働争議と支援ストライキが同一のコンツェルンに属する企業を実施対象とする場

合にはっきり顕れる (vgl. Birk S. 55 ff.; ErfK/Dieterich aaO; Otto aaO; vgl. aber auch Lieb RdA 1991, 145, 152 f.; Konzen DB 1990 Beilage Nr. 6 S. 2, 14)。このことは、商法典 297 条 3 項 1 文からも明らかであり、それによれば、コンツェルン的な企業結合において、関連複数企業の資産、財政及び収益の諸状況を、あたかもこれらの企業が単一の企業であったかのように、記載しなければならない。このような、いわゆる統一原則 (Einheitsgrundsatz) の根拠は、親企業はすべての関連子企業の財産について統制と指揮権能を行使し、これら子企業は親企業の経済的編成のもとに置かれる、という想定 (Annahme) にある; これら複数企業は、それぞれ法的な独立性を有するにもかかわらず、経済的には非独立的な事業場所という性格を有する (vgl. Ernst-Thomas Kraft in Canaris/Schilling/Ulmer HGB 4. Aufl. § 297 Rn. 66)。この点に鑑みれば、親企業も、通常、原労働争議の帰趨に著しい経済的利益を有しており、子企業に対して支援ストライキが実施される場合には、子企業に——場合によっては、他の子企業を経由して——原労働争議の経過に対する影響力を行使し、そこで譲歩を引き出そうとすることができる。密接な経済的結びつきは、コンツェルン法上の企業結合による場合以外にも、生産関係、サービス関係又は供給関係からも生じうる。

47 加えて、支援ストライキの相当性評価にとって重要となりうるのは、ストライキの実施対象となっている使用者が、すでに原労働争議に「干渉 (eingemischt)」しており、その「中立性 (Neutralität)」に反していたかどうかという事情である (vgl. BAG 5. März 1985 - 1 AZR 468/83 - BAGE 48, 160 = AP GG Art. 9 Arbeitskampf Nr. 85, zu II 4 der Gründe)。

48 支援ストライキへの参加を呼びかける労働組合が支援の目的とす

るのは当該労働組合自身が実施する原労働争議なのか、それとも他の労働組合が実施する原労働争議なのかという点も、相当性を評価するにあたって考慮されるべき相違となりうる。原労働争議を自ら実施する労働組合が支援ストライキを禁じられるとした場合、このことは、通常、当該労働組合が他組合の実施する原労働争議しか支援できない場合よりも、その活動の自由が大幅に制約されるということを意味する。

49 最後に、支援ストライキの実施対象である第三者への打撃は、本質的に、支援ストライキの期間及び範囲により規定される。したがって、労働争議全体における重点が大きく支援ストライキに移され、それが真剣さをもって実施される原労働争議への支援としての性格を喪失する場合、支援ストライキは不相当となりうる。労働組合がその力を協約領域において動員するということは、原則として、機能的な協約自治というモデルに不可欠なものである。仮に、支援にしか寄与しない支援ストライキが原労働争議に代替するとすれば、それは、この理と一致しないであろう。

50 II. 以下に述べるところによれば、判断の対象である上述の、被告が原告の労働者らに参加を呼びかけた2006年2月6日から同月7日までの夜勤シフト中の支援ストライキは、ラント労働裁判所の解釈とは反対に、違法ではなかった。

51 1. 本件におけるストライキは、争議行為として、基本法9条3項により保障された被告の活動の自由の保護範囲に含まれていた。当該ストライキは、確かに、原告又はその使用者団体との労働協約の実現を目的とするものではなかった。しかしながら、当該ストライキの目的は、被告自身が労働協約の締結を理由として実施していた原労働争議を支援することにあった。したがって、本件における支援ストライキは、——間接的にはあれ——協約

によって規制可能な目的を達成することに寄与するものであった。——本小法廷が1985年5月5日（1 AZR 468/83 - BAGE 48, 160）及び1988年1月12日（1 AZR 219/86 - AP GG Art. 9 Arbeitskampf Nr. 90 = EzA GG Art. 9 Arbeitskampf Nr. 73）に判断を行った事案とは異なり——被告は原労働争議と支援ストライキの双方を実施してただけに、このことはいっそう妥当する。

- 52 2. 本件における支援ストライキは、相対的平和義務に違反するものではなかった。当該ストライキは、協約においてすでに規制されていた事項について実施されたものではなかった。
- 53 3. 本件における支援ストライキは、比例不当ではなかった。
- 54 a) 本件における支援ストライキは、ストライキ目的の達成を促進するために——明らかに——不適切ではなかった。被告はこれまで、原労働争議で追求する目的の達成を支援ストライキによって促進できると想定した場合には、自らに帰属する評価優先権の範囲内において行動していた。本件においては、原告が原労働争議におけるストライキの実施対象であったNWZ出版社と同じコンツェルンに属しているということのみを理由として、これを行った。すでにこのような理由から、被告は、本件における支援ストライキが——親会社をも介して——原労働争議において効果を示すと、正当な権限をもって想定することができたのであった。加えて、原告と原労働争議におけるストライキの実施対象であったNWZ出版社は、直接的な生産／供給関係に立っている。原告は、NWZ出版社の発行する新聞を印刷している。したがって、原告における支援ストライキは、少なくともNWZ出版社において作成される新聞の出版を妨げることへの寄与が期待されうるものであった。

- 55 b) 本件における支援ストライキは、明らかに必要性を欠くものではなかった。被告の優先的評価において、原告における労務不提供は具体的な労働争議の諸状況において必要な労働争議手段の1つであると評価されていた。裁判所は、例えば被告が支援ストライキへの参加を呼びかけるより前に原労働争議を拡大しなければならなかったかどうかに関して、審査を行うものではない。どのような労働争議戦術が被告にとって成果の期待されるものであるかに関する評価は、被告が決すべき問題であった。
- 56 c) 本件における支援ストライキは、不当ではなかった。
- 57 aa) 本件における支援ストライキは、付従性の要請を充足していた。支援の対象となっていた原労働争議は、適法であった。支援ストライキが実施されていたのは、原労働争議の期間中であつた——かつ、その開始前又は終了後にはおよそ実施されていなかった——。
- 58 bb) 本件における支援ストライキは、原告の憲法上保護されている法的地位を考慮してもなお、均衡性を有するものであった。もっとも、原告は、ストライキによって、営利事業の運営を阻害されない権利を侵害されていた。また、原告は、原労働争議において追求されていたストライキ目的の直接の名宛人でもないし、ストライキ要求を提示されていた使用者団体に所属していてもなかった。その結果、原告自らは、ストライキ要求に応じることにも、その要求実現のために「原告の」加盟する使用者団体において尽力することもできなかった。この点に鑑みれば、原告は、原則として、原労働争議により直接的に打撃を被った使用者よりも強い法的保護を必要としていた。しかしながら、原告も、まったく無関係（unbeteiligt）な第三者ではなかった。むしろ、原告は、原労働争議の渦中であつたNWZ出版社と同じコンツェルンに属している。被告は、NWZ出版社ともども、共通の親会社に支配

されている。したがって、経済的にいって、原ストライキにより打撃を被った企業と支援ストライキにより打撃を被った企業は、相互に密接な結びつきを有している。加えて、両者の間には、密接な供給／取引関係が存在している。ある出版社とある印刷企業の双方が同一の新聞の発行に従事している場合にはまさしく、密接な経済的関係がとりわけ明白である。最後に、本件における支援ストライキは、長期にわたり持続し、又は量的規模が大きいストライキに該当するものではなかった。本件における支援ストライキは、とりわけ、例えば真剣さを欠き実施される原労働争議に代替するものではなかった。むしろ、本件における支援ストライキは、夜勤シフト中における 20 名の印刷工による労務の不提供に限定されていた。